

民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項

平成11年4月1日
文化庁長官裁定
平成17年4月1日
平成20年4月1日
平成23年4月1日
平成31年4月1日
令和2年4月1日
令和2年7月2日
令和3年4月20日
令和4年10月18日
令和8年4月10日
改 正

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第85条、第87条、第90条の7、第91条の規定等に基づき、民俗文化財の伝承・活用等事業のために要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体又は所有者若しくは保護団体（保存会等）等とする。ただし、3の（1）オ、キの事業については、指定文化財を所蔵する博物館・資料館及び所在の地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし補助対象となる（1）のエ及びカの事業は、保護団体（保存会等）が行う事業に対し、地方公共団体がその経費を補助する事業を原則とし、また（2）（3）の事業は、地方公共団体が行う事業を原則とする。

（1）重要有形・無形及び登録有形・無形民俗文化財伝承基盤整備事業

- ア 重要無形民俗文化財の施設の修理・防災事業
- イ 重要無形民俗文化財の用具の修理・新調事業
- ウ 重要無形民俗文化財の施設・用具の災害復旧事業
- エ 重要無形民俗文化財の伝承者養成事業
- オ 重要有形民俗文化財の使用法等の復元・調査事業
- カ 重要無形民俗文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の現地公開事業
- キ 登録有形民俗文化財の保存箱等の修理・新調、資料整備事業
- ク 登録無形民俗文化財の解説書等の冊子整備事業
- ケ 登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財の用具の災害復旧事業

（2）無形の民俗文化財伝承事業

- ア 無形民俗文化財の周知事業
- イ 無形民俗文化財の伝承教室・講習会・発表会開催事業

（3）無形の民俗文化財活用事業

- ア 文書、写真、採譜資料等による記録作成、刊行事業
- イ 録音、映像等の製作事業

（4）重要無形民俗文化財、登録有形・無形民俗文化財の保存活用計画の策定（ただし、策定後に（1）～（3）（（1）オ及びキを除く。）を行うものに限る。）

4. 補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その詳細は別紙のとおりとする。

- （1）施設の修理・防災経費
- （2）用具の修理・新調事業
- （3）伝承者養成経費
- （4）指定文化財の使用法等の復元・調査経費
- （5）現地公開経費
- （6）保存箱等の修理・新調、資料整備経費
- （7）解説書等の冊子整備経費
- （8）周知経費
- （9）伝承教室・講習会・発表会開催経費
- （10）記録作成、刊行経費
- （11）録音、映像等の製作経費
- （12）保存活用計画策定経費

(13) 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

- (1) 当分の間、3の(3)の補助事業者が、沖縄県内に所在する地方公共団体にあつては、補助対象経費の5分の4とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。
- (3) 補助事業が災害復旧事業としておこなわれる場合の補助金の額は、別に定めるものとする。
- (4) 補助事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の補助率は、別に定めるものとする。

(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
民俗 文化 財 伝 承 ・ 活 用 等 査 事 業	修理・防災経費	(1)修理・防災	重要文化財・修理、防災事業 費国庫補助要項別紙に準じる		同要項別紙のうち建造 物に係る経費に限る
	修理・新調経費	(2)修理・新調	共 済 費 報 償 費	○ ○ 保 険 委員等出席謝金 講師等指導謝金 原稿執筆・資料作成等謝金	危険作業を伴うなど特に必要な場合に限る 事業計画・実施のための委員会等
	伝承者養成経費	(3)伝承者養成		原稿・資料等整理謝金 受講者手当 ○ ○ 謝 金	伝承者養成事業に限る
	指定文化財の使用法 等の復元・調査経費	(4)復元・調査			会場整理・資料整理等
	現地公開経費	(5)現地公開	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当	
	保存箱等の修理・ 新調、資料整備経費	(6)保存箱等の修理・ 新調、資料整備	旅 費 需 用 費	普通旅費 特別旅費 費用弁償 修繕料	修理事業の場合及び伝承用の楽器・用 具等で特に必要な場合に限る
	解説書等の冊子整備経費	(7)解説等の 冊子整備		印刷製本費 会 議 費 消 耗 品 費 会 場 設 営 費 食 料 費 請 負 費 請 負 料 監 理 料 役 務 費	文書資料、解説書、ポスター、チラシ、 パンフ、テキスト、マニュアル等
	周知経費	(8)周知		通信運搬費 現像焼付料 手 数 料	発表会の出演者弁当代に限る
	伝承教室・講習会・ 発表会開催経費	(9)伝承教室・講 習会・発表会	備品購入費 使用料及び賃借料	会 場 借 料 自動車等借上料 土地・用具等借料 ○○借料・損料 ○○委託費	新調事業の場合及び復元・伝承・現地 公開で特に必要な場合に限る
	文書、写真及び採譜資料等 による記録作成、刊行経費	(10)記録作成	委託費 負担金・補助金・交付金	○○現地公開補助金等	舞台設営、映像・録音記録等で特に必要な場合に限る
	録音、映像等の製作経費	(11)録音、映像 等製作	賃 金 共 済 費	社会保険料	現地公開事業の一部または全部を保護団体への 補助事業等として実施する場合
	保存活用計画策定経費	(12)計画策定 経費			本事業のために雇用された賃金職員の事業者負担分 のみ危険な作業を伴う等、特に必要な場合に限る

	事務経費	(13)事務費	報 償 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 費 使用料及び賃貸料 旅 費 需 用 費 役 務 費	〇〇保険料 調 査 謝 金 打合会出席謝金 原稿執筆謝金 〇 〇 謝 金 普 通 旅 費 特 別 旅 費 費 用 弁 償 印 刷 製 本 費 消 耗 品 費 会 議 費 〇 〇 費 通 信 運 搬 費 写 真 焼 付 費 手 数 料 〇 〇 費 〇〇委託費 借料及び損料 普 通 旅 費 特 別 旅 費 費 用 弁 償 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 現 像 焼 付 費 通 信 運 搬 費	危険作業を伴う等、特に必要な場合に限る 委員会等の外部委員 調査員等に対する費用弁償 計画策定の全部又は一 部を委託する経費 会場借上料等 事務連絡旅費 指導監督旅費 修理報告書
--	------	---------	--	--	---